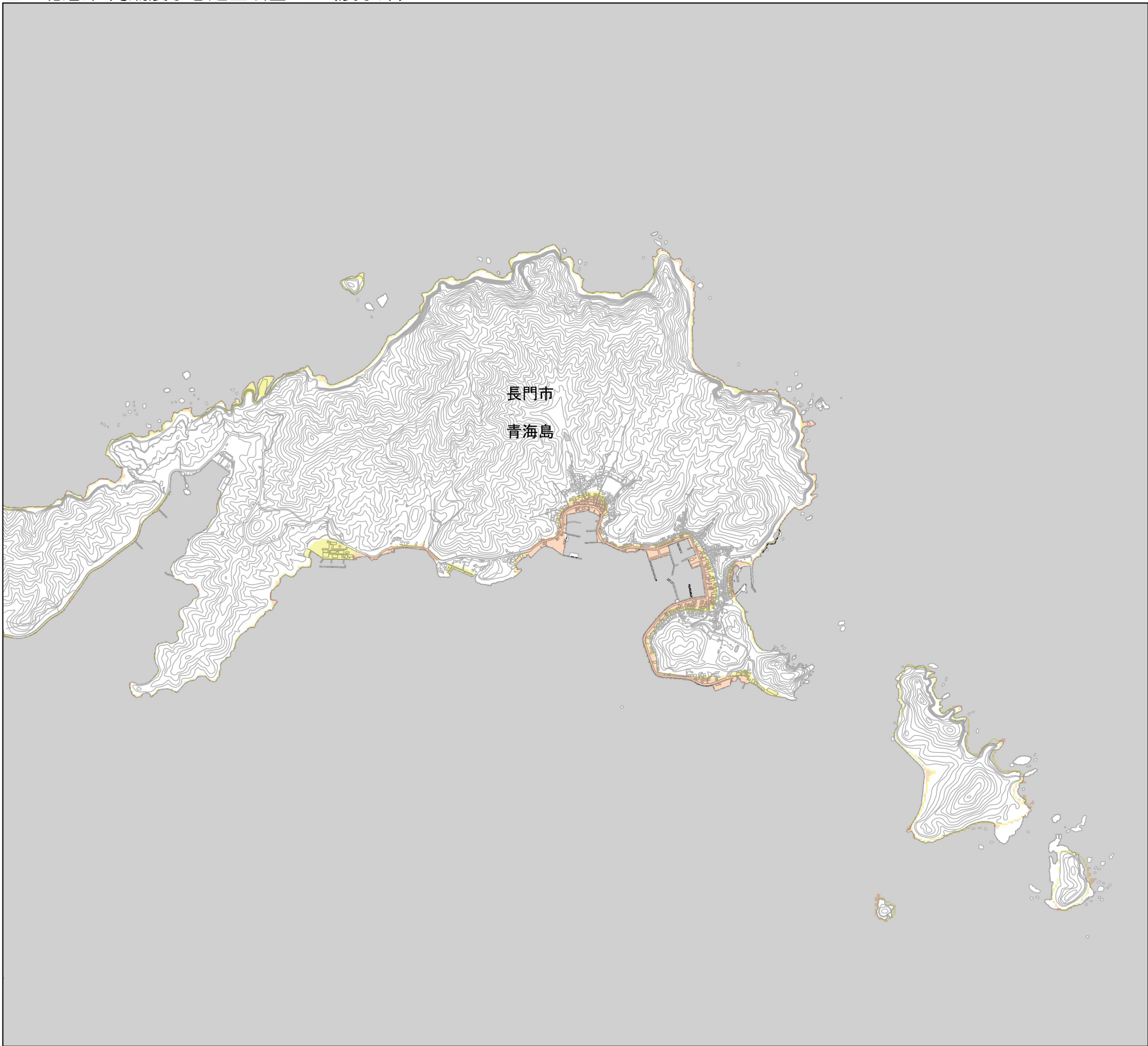




【位置図】

長門市（10/11）

①浸水区域（浸水深を着色）

②浸水深（m）

③高潮偏差（m）④高潮水位（T.P.+m）

期望平均満潮位＋異常潮位

防潮堤

500 0 500 1,000 m

S=1/20000(A3版)

【留意事項】

・この図は、山口北沿岸において、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域（浸水区域）と水深（浸水深）を表示したものです。

・本図の作成に当たっては、最悪の事態を想定し、我が国における既往最大規模の台風により、山口北沿岸において潮位偏差が最も大きくなる複数の経路を設定してシミュレーションを実施しています。

・台風の接近・上陸時には、高潮のみならず、降雨も想定されることから、背後に人口・資産が集積している河川については、高潮による影響が明らかな区間を対象に、計画規模の降雨による洪水が同時に発生することを想定しています。

・局所的な地盤の凹凸や建築物の形状、雨水出水（内水）の影響などにより、浸水想定区域以外でも浸水が発生したり、浸水深が大きくなる場合があります。

・シミュレーションに用いた地形データは国土地理院基盤地図情報数値標高モデル（令和7年2月時点最新）および津波浸水想定策定時（平成26年度）のものを基本としているため、現状と異なる場合があります。

・海岸の堤防等のデータは津波浸水想定を設定した時点(平成26年度)のものを、河川の堤防等のデータは最新の洪水浸水想定区域図や河川整備計画作成時のものを基本としているため、現状と異なる場合があります。

・高潮浸水想定区域は現在の科学的な知見や既往最大規模の台風を基に設定したものであり、これを超える高潮が発生しないというものではありません。

・新たな知見が得られた場合や高潮浸水想定区域に関する状況に変化があった場合等には、本図の見直しを行うことがあります。

・本図の詳細については「山口北沿岸における高潮浸水想定区域図解説書」をご覧ください。

【基本事項】

(1) 作成主体

山口県

(2) 指定年月日

令和7年6月3日

(3) 告示番号

山口県告示第185号

(4) 指定の根拠法令

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3第1項

【用語の解説】

(1) 浸水区域：高潮や高波に伴う越波・越流によって浸水が想定される範囲です。

(2) 浸水深：各地点における最も高い水面から地盤面までの深さです。

(3) 高潮偏差：天体の動きから算出した天文潮位（推算潮位）と、気象等の影響を受けた実際の潮位との差（ずれ）を潮位偏差といい、このうち台風等の気象じょう乱が原因であるもののことです。

(4) 高潮水位：台風来襲時に想定される海面の高さを東京湾平均海面（Tokyo Peil：T.P.)基準で示したものです。

【凡例】

最大浸水深(m)

10.0m以上

5.0m以上

3.0m以上

0.5m以上

0.5m未満

10.0m未満

5.0m未満

3.0m未満

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しました。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 6JIs 965）

背景図は基盤地図情報を拡大して使用しているので、位置精度は基図に準じます。

この地図を正しいスケールで印刷する際には、A3サイズ用紙に余白なしで印刷してください。